

中央防災会議  
「東南海、南海地震等に関する専門調査会」  
(第 16 回)

東南海・南海地震防災対策推進地域の指定について

平成 15 年 12 月 16 日

中央防災会議事務局

## 1. 基本的方針

東南海・南海地震防災対策推進地域（以下、「推進地域」という。）は、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に係る特別措置法（以下、「法」という。）第3条において、「東南海・南海地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域」と定義されている。

推進地域の指定の基本的な考え方は、本専門調査会の第14回会合の審議において、具体的な「指定基準」を別紙1のとおりとした。

これを受け、基準に基づいた地域案（以下、「地域原案」という。）について、法に基づいて内閣総理大臣から関係する21都府県知事（494市町村）に対して意見照会を行ったところ、参考資料1のとおり回答があった。

大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域は、極めて切迫性の高い東海地震の警戒宣言発令時に対象者の避難や鉄道の運行停止など、指定された地域内の市民生活に行動規制を課すものである。

一方、**推進地域**は、強化地域と異なり、今世紀前半に発生する可能性が高いと見られる東南海・南海地震に前もって備えるため、防災施設の整備や津波からの避難計画の作成等、総合的な防災対策を推進すべき地域を定めるもので、規制的な要素を含まない。

このような推進地域の性格を踏まえれば、地域指定に当たっては、特に範囲を限定的に捉えるよりは、むしろ、防災対策の基本単位である**地元市町村**の地震防災対策の推進に取り組もうとする**意向**を最大限尊重することが適当であると考えている。

しかしながら、推進地域は、法に基づき、東南海・南海地震が発生した場合に著しい被害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域を指定するものであって、この趣旨に適した地域であるかどうかの確認が必要である。

## 2. 都府県知事の意見についての確認

市町村からの追加等の要望・意見を踏まえた都道府県知事の意見については、以下の方針により「指定基準」への適合性を確認することとする。なお、この方針に該当する市町村であっても、市町村からの要望等がない場合には、特段の配慮は行わないものとする。

### (1) 震度に関する基準について

専門調査会の震度分布の想定は、

- ① マクロな観点から過去に発生した地震の被害を再現できるように行ったものであるが、地震波が集中する可能性がある谷や盆地構造が十分反映され

ていない可能性がある。

- ② 全体を捉えた広域防災計画の検討等を主たる目的で行ったものであり、個別地域の防災計画の検討にあたっては、個々の地域のより詳細な状況を踏まえた検討を行うべきという性格のものである。

したがって、震度に関する「指定基準」の運用にあたっては、関係都府県等が管轄地域内の防災対策を検討するために個別地域の状況を踏まえて実施した被害想定や防災アセスメントの結果、震度6弱以上となる市町村については、震度の基準を満たすものと判断することが妥当であると考ええる。

## (2) 津波に関する基準について

津波に関する基準については、「大津波」（3 m以上）もしくは満潮時に陸上の浸水深が2 m以上の津波が予想される地域のうち、これらの水位より高い海岸堤防がない地域」としているところである。

各地域の海岸堤防の状況については、地域に密着した地方公共団体の方がより正確に把握しているところであり、被害想定や地域原案の作成にあたっては、従来から関係都府県と連携をとりつつ、調査・検討してきたところである。

今回の意見照会を踏まえ、さらに現地における堤防の整備状況の確認作業を行った結果、地域原案を修正する必要が出てきた場合においても、原則として関係都府県の意見を取り入れて修正するものとする。

## (3) 過去の地震による被害について

- 「指定基準」では、「過去に発生した東南海・南海地震等で、特殊な地形等の条件等により実際に大きな被害を受けた地域については、次の東南海・南海地震でも同様の被害を受けないとはいえないため、これを配慮した地域とする」としている。
- 「過去に発生した地震により大きな被害を受けた地域」という判断は、確かな古文書・調査記録などに記録された個々の市町村の被害記録を基に、当該地域の揺れを震度階級に換算したものが、「指定基準」である震度6弱以上となる市町村とすることが妥当であると考ええる。

## (4) 防災体制の確保等の観点について

「指定基準」では、「周辺の市町村が連携することによってはじめて的確な防災体制をとれる地域については、防災体制等の観点からこれを配慮した地域とする」としているが、その具体的な運用としては以下のとおりとすることが妥当であると考ええる。

### ① 広域防災体制の一体性

- 1) 地震発生時の応急対策や事前の防災訓練をはじめとした防災対策につい

ては、通常、消防組合を構成する市町村が一体となって実施される。

したがって、**消防組合、消防事務委託**により、指定候補市町村（地域原案に上記（１）～（３）を考慮した市町村を加えた市町村をいう。以下同じ。）と一体的かつ総合的な防災体制をとることとなっている市町村、及び常備消防本部が未設置の市町村においては、**消防相互応援協定**等により、指定候補市町村の支援を受けた防災体制を確保している市町村については、推進地域の指定にあたって、これを考慮する。

- 2) 消防体制が一体でない場合であっても、指定候補市町村と水防組合や医療、ごみ処理、上水道の事務を一体的に遂行している市町村は、地震発生時の堤防等の緊急点検や災害医療、がれき処理や被災地への給水等の防災対策を一体的に行う必要がある。

したがって、**水防組合、医療、ごみ処理、上水道**などの防災に関する事務を指定候補市町村と一体的に遂行している市町村については、推進地域の指定にあたって、これを考慮する。

## ② 周囲を指定候補市町村に囲まれている市町村

指定候補市町村及び上記①によって推進地域案に含まれる市町村に周囲をほとんど囲まれている市町村は、地震発生時の避難や緊急輸送を行うにあたって、周囲の市町村と連携をとる必要がある。また、緊急輸送路等の道路整備や海岸堤防の整備、その他地震防災施設の整備等の予防対策についても、周囲の市町村と連携をとって行うことにより、より効果的なものになると考えられる。

したがって、推進地域の指定にあたって、これを考慮する。

## 3. 都府県知事の意見を踏まえた推進地域案

2. の方針に基づき、都府県知事からの要望・意見について確認を行った結果、推進地域としては、別紙2のとおりとすべきであると考えます。

## 4. 今後の地域指定について

今後、10年程度経過した段階で東海地震が発生していない場合、東南海・南海地震対策の全般にわたり見直すこととしている。ただし、それまでの間に各地域における施設整備状況や地域独自の検討成果を勘案して、適宜地域指定のあり方を見直すこともありうるものとする。

## 推進地域の指定基準について

### (1) 震度に関する基準について

震度6弱以上となる地域を基準とする。

### (2) 津波に関する基準について

海岸での津波の高さ、陸上での津波の浸水深、海岸堤防の整備状況を考慮し、次の条件を満たす地域とする。

「大津波」(3m以上)もしくは満潮時に陸上の浸水深が2m以上の津波が予想される地域のうち、これらの水位よりも高い海岸堤防がない地域

### (3) 推進地域の指定単位について

防災対策の基礎単位でもある市町村単位とする。

なお、市町村の一部地域について、著しい被害が生ずるおそれがある場合については、指定の単位は市町村単位とするが、対策については、各市町村の中で予想される被害に合わせた対応とすることも必要である。

### (4) 防災体制の確保等の観点からの指定について

周辺の市町村が連携することによってはじめて的確な防災体制をとれる地域については、防災体制等の観点からこれを配慮した地域とする。

また、過去に発生した東南海・南海地震等で、特殊な地形の条件等により実際に大きな被害を受けた地域については、次の東南海・南海地震でも同様の被害を受けないとはいえないため、これを配慮した地域とする。